

花園大学大学院学則

第1章 大学院の目的及び構成

(目的)

第1条 本大学院は、本学の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

(課程)

第2条 本大学院における課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 博士課程は、専攻の分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程はこれを修士課程として取り扱うものとする。

4 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

5 修士課程は、本学の学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に更に広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

第2章 研究科の組織及び修業年限

(研究科)

第3条 本大学院に、文学研究科及び社会福祉学研究科を置く。

2 文学研究科修士課程の専攻は次のとおりとする。

仏教学専攻 日本史学専攻 国文学専攻

3 文学研究科博士後期課程の専攻は次のとおりとする。

仏教学専攻

4 社会福祉学研究科修士課程の専攻は次のとおりとする。

社会福祉学専攻

5 前各項に定める各研究科各専攻の修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：CP）、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー：AP）という3つの方針（3ポリシー）は、別表第6に定める。

(研究科、専攻の目的)

第3条の2 各研究科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

文学研究科

文学研究科は、建学の精神に基づき、仏教学・日本史学・国文学にわたる高度な専門的知識・技術を修得させることを目的とする。

「己事究明」を基盤とし、仏教学・日本史学・国文学にわたる専門的知識・技術を身に付けることを通して、自分が素質として本来持っている力を発見すること、並びに周りにいる人間の多様性を理解した上で、問題・課題の解決につながる思考・判断をすることができ、コミュニケーション能力を活用し、「利他の精神」に基づいて、社会に貢献することができる人材を養成する。

社会福祉学研究科

社会福祉学研究科は、建学の精神に基づき、社会福祉学および臨床心理学のそれぞれの専門分野に関する高度な専門的知識・技術を修得させることを目的とする。

「己事究明」を基盤とし、社会福祉学および臨床心理学のそれぞれの専門分野に関する専門的知識・技術を身に付けることを通して、自分が素質として本来持っている力を発見すること、並びに周りにいる人間の多様性を理解した上で、問題・課題の解決につながる思考・判断をすることができ、コミュニケーション能力を活用し、「利他の精神」に基づいて、社会に貢献することができる人材を養成する。

2 各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

修士課程

仏教学専攻

仏教学専攻においては、本専攻の課程を修め、所定の単位修得とその他の条件を満たした上で、幅広い教養と仏教に関する高度な専門的知識・技術を修得した人材を養成する。

日本史学専攻

日本史学専攻においては、本専攻の課程を修め、所定の単位修得とその他の条件を満たした上で、幅広い教養と日本史に関する高度な専門的知識・技術を修得した人材を養成する。

国文学専攻

国文学専攻においては、本専攻の課程を修め、所定の単位修得とその他の条件を満たした上で、幅広い教養と国文学に関する高度な専門的知識・技術を修得した人材を養成する。

社会福祉学専攻

社会福祉学専攻においては、本専攻の課程を修め、所定の単位修得とその他の条件を満たした上で、幅広い教養と社会福祉学および臨床心理学のそれぞれの専門分野に関する高度な専門的知識・技術を修得した人材を養成する。

博士後期課程

仏教学専攻

仏教学専攻においては、本専攻の課程を修め、所定の単位修得とその他の条件を満たした上で、幅広い教養と仏教に関する高度な専門的知識・技術を修得した人材を養成する。

(修業年限)

第4条 本大学院における修士課程の修業年限は2年とし、6年を超えて在学することができない。

2 博士後期課程の修業年限は3年とし、6年を超えて在学することができない。

第3章 授業科目

(授業科目及び単位数)

第5条 文学研究科修士課程各専攻の授業科目と単位数は別表7に定める。

第5条の2 文学研究科博士後期課程仏教学専攻の授業科目と単位数は別表8に定める。

第6条 削除

第6条の2 削除

第6条の3 社会福祉学研究科修士課程社会福祉学専攻の授業科目と単位数は別表9に定める。

第4章 履修方法及び課程修了の認定

(教育方法)

第7条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(履修)

第8条 修士課程の授業科目は、これを2年に配当して履修せしめる。

第9条 文学研究科修士課程については、第5条に基づいて計32単位以上履修しなければならない。

第10条 削除

第10条の2 削除

第10条の3 社会福祉学研究科修士課程については、第6条の3に基づいて社会福祉学領域においては計32単位以上、臨床心理学領域においては計46単位以上を履修しなければならない。

第10条の4 博士後期課程の教育は、主として研究指導によるものとするが、あわせて授業科目の授業による教育をもってこれを補うものとする。

第10条の5 文学研究科博士後期課程については、第5条の2に基づいて計16単位以上履修しなければならない。

第11条 本大学院文学研究科又は社会福祉学研究科において教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院とあらかじめ協議の上、当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は10単位を超えない範囲で本大学院文学研究科又は社会福祉学研究科において履修したものとみなすことができる。

第11条の2 本大学院委員会において教育研究上有益と認められるときは、他大学の大学院等とあらかじめ協議の上、博士後期課程の学生に該当大学の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。

第11条の3 他の大学又は大学院の学生で本学において大学院の授業科目を履修することを志願する者がある時は、当該大学又は大学院等との協議に基づき、単位互換履修生として履修を許可することができる。

(教育職員免許状)

第12条 本大学院において教育職員免許状（高等学校専修・中学校専修）を取得しようとする者は、研究科配当の関係科目中より教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める必要単位数を修得しなければならない。ただし、高等学校教諭1種免許状又は中学校教諭1種免許状の資格を有する者に限る。

第13条 本大学院において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は次のとおりである。

- (1) 文学研究科仏教学専攻 高等学校教諭専修免許状「宗教」
中学校教諭専修免許状「宗教」
- (2) 文学研究科日本史学専攻 高等学校教諭専修免許状「地理歴史」
中学校教諭専修免許状「社会」
- (3) 文学研究科国文学専攻 高等学校教諭専修免許状「国語」
中学校教諭専修免許状「国語」
- (4) 社会福祉学研究科社会福祉学専攻

社会福祉学領域 高等学校教諭専修免許状「公民」
中学校教諭専修免許状「社会」

第13条の2 削除

第13条の3 大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻臨床心理学領域に公認心理師法第7条第1号及び公認心理師法施行規則第2条の規定に基づき公認心理師に必要な科目を置く。開講科目については履修規程に定める。

(課程修了の認定)

第14条 修士の学位を取得しようとする者は、その修士課程に2年以上在学し、第9条、第10条の3の定めるところにより所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 前項の課程修了の認定にはその研究に必要な1か国語以上の外国語によく通ずることを条件とする。

第15条 修士論文は広い視野に立つ精深な学識をそなえ、かつその専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有することを立証するに足るものでなければならない。2年間広い視野のもとに専攻分野の研究を行った成果に相当するものでなければならない。

第15条の2 博士課程に5年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、前期2年の課程において第9条の規定を充足し、かつ後期3年の課程において第5条の2の授業科目を履修し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出し、最終試験に合格したものをもって、その課程を修了したものとする。

2 前項の課程修了の認定には、その研究に必要な2か国語以上の外国語によく通ずることを条件とする。

第15条の3 博士論文は、その専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを立証するものでなくてはならない。

第16条 第14条及び第15条の2に定めるところの最終試験は論文を中心とし、これに関連する科目について筆記又は口述試験を行うものとする。

第17条 修士論文及び博士論文の審査は別に定めるところによる。

第18条 修士課程並びに博士課程修了の認定は相当する大学院委員会がこれを行う。

第5章 学位の授与

(学位の授与)

第19条 本大学院の文学研究科において修士課程及び博士課程を修了した者には、別に定める学位規程によりそれぞれ修士（文学）〔花園大学〕及び博士（文学）〔花園大学〕の学位を授与する。

第19条の2 本大学院の社会福祉学研究科において修士課程を修了した者には、別に定める学位規程により修士（社会福祉学）〔花園大学〕又は修士（臨床心理学）〔花園大学〕の学位を授与する。

第19条の3 本大学院文学研究科に学位論文を提出したものには、博士（文学）の学位を授与することができる。

第6章 学年・学期及び休業日

(学年)

第20条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第21条 学年をわけて前期及び後期の2学期とする。

(1) 前期 4月1日より9月20日まで

(2) 後期 9月21日より3月31日まで

(休業日)

第22条 休業日を次のとおり定める。ただし、学長は、必要がある場合、休業日を変更し、また臨時に休業日を定めることができる。

(1) 日曜日、土曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」に規定する休日

(3) 春期休業 3月18日より3月27日まで

(4) 夏期休業 8月5日より8月31日まで

(5) 冬期休業 12月29日より1月7日まで

第7章 入学、退学、休学、転学及び除籍

(入学)

第23条 入学の時期は学年の始めとする。

第24条 本大学院の収容定員（入学定員）を次のとおり定める。

(1) 文学研究科修士課程 仏教学専攻 10名（入学定員5名）

(2) 文学研究科修士課程 日本史学専攻 10名（入学定員5名）

(3) 文学研究科修士課程 国文学専攻 10名（入学定員5名）

(4) 社会福祉学研究科修士課程 社会福祉学専攻 20名（入学定員10名）

(5) 文学研究科博士後期課程 仏教学専攻 6名（入学定員2名）

第25条 本大学院修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、所定の入学試験に合格した者でなければならない。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

第25条の2 本大学院博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、所定の入学試験に合格した者でなければならない。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

第26条 入学は所定の入学試験により選考のうえこれを許可する。

第27条 入学志願者は所定の入学願書、履歴書、学業成績調査書及び写真を入学検定料とともに指定期日までに本学学長あてに提出しなければならない。

第28条 入学を許可された者は、所定の誓約証書（保証人連署）を指定期日までに提出しなければならない。

(休学)

第29条 病気又はやむを得ぬ事故により休学又は退学しようとする者は、その事由を明記して願い出て許可を得なければならない。休学期間はその学年間とし、事情により1年以内継続することができる。ただし、休学の期間は、修士課程の場合通算2年、博士後期課程の場合通算3年を超えることができない。なお、休学の期間は在学年限に算入しない。

(退学)

第29条の2 本大学院博士後期課程において修業年限及び必要単位数を充足した者は、単位修得満期退学とする。

第30条 休学又は退学を願い出る場合は、授業料の納入その他の義務を完了していなければならない。

(再入学)

第31条 願いにより退学した者が再入学を願い出たときは事情を考慮して原学年次に再入学を許可することがある。

2 退学者の再入学は、修士課程にあっては退学後2年以内、博士後期課程にあっては退学後5年以内とする。

(転入学)

第32条 本大学院に転入学を志望する者については第26条に準ずる選考のうえ、これを許可することがある。この場合現に他の大学院に在籍する者についてはその学長の許可を得なければならない。

(転学)

第33条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、事由を附して学長に願い出て許可を得なければならない。

(除籍)

第34条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

- (1) 学費を納付期限内に納めず、督促を受けても納付しない者
- (2) 第4条に定められた在学年限を超えた者
- (3) 死亡した者

第34条の2 削除

第8章 学費

(入学検定料及び入学金)

第35条 入学志願者は入学検定料を納め、入学を許可された者は入学金を納めなければならない。転入学の場合もこれに準ずる。

2 入学検定料及び入学金は別表1に定める。ただし、本学出身者の入学金は、これを免除する。

(学費)

第36条 授業料等学費の種類及び金額は別表2に定める。

2 学費は指定された期日までに納めなければならない。

3 一旦納めた学費はこれを返還しない。

4 前項の規定にかかわらず入学辞退者については、別に定める期間に申出のあった者に限り、学費を返還する。

5 本大学院修士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得した者が、学位論文提出のため引き続き在学しようとするときは、学費を減免することができる。

(在籍料)

第37条 休学中の学費は徴収しない。ただし、在籍料を納めなければならない。

2 在籍料は別表3に定める。

第9章 教職員組織及び大学院委員会

(組織)

第38条 学長は大学院を代表し、本学の建学の精神を守り学則その他制規の定めるところにより校務をつかさどり、所属職員を統督する。

第39条 本大学院における授業並びに指導は、本学教員の中から若干名の教授、准教授及び講師がこれを担当する。

(大学院委員会)

第40条 本大学院に大学院委員会を設ける。

第41条 大学院委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で学長が大学院委員会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

2 削除

(職員)

第42条 大学院の事務を処理するために一定数の職員を置く。

第10章 研究施設等

第43条 学生の研究のために大学の図書館及び研究室を利用させる。

第44条 学生の福利のために大学の厚生施設等を利用させる。

第44条の2 本学に心理カウンセリングセンターを設置する。心理カウンセリングセンターの規程については別にこれを定める。

第11章 科目等履修生、委託生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第45条 本学則第25条各号の一に該当する者が大学院における授業科目の中、その一部について履修を願い出るときは、学生の修業を妨げない限り、選考の上科目等履修生として履修を許可することができる。

2 履修した授業科目について、試験に合格したときは、願い出により所定の単位を与える。

第46条 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(委託生)

第47条 他大学院又は公共機関より委託生として推薦せられた者は、選考の上入学を許可することができる。委託生は委託生修学料を納入しなければならない。

2 委託生修学料は別表4に定める。

第48条 委託生が選修科目の試験に合格したときは、その科目の修了証明書を授与する。

(科目等履修の申請)

第48条の2 大学院の学生が、学部の授業科目中、その一部について科目等履修を願い出るときは、学部の学生の修学に支障のない場合、これを許可することがある。認定した単位については、願い出により成績証明書を交付する。

(外国人留学生)

第49条 外国人留学生に関する規程は別に定める。

第50条 科目等履修生、委託生及び外国人留学生について本章に規定するもののほか、本学則の他の各条項を準用する。ただし、科目等履修生並びに委託生には第19条は適用しない。

第12章 賞 罰

(表彰)

第51条 品行方正にして学力優秀な者には、大学院委員会の議を経て学長がこれを表彰することがある。

(懲戒)

第52条 学生が学則その他規則に違反し、又はその本分に反する行為のあるときは、学長が懲戒を行う。

2 懲戒は訓告、停学及び退学とする。なお懲戒の手続については別にこれを定める。

(退学)

第53条 退学は次の事項に該当する者について行う。

- (1) 成績不良にして成業の見込みがないと認めた者
- (2) 正当な理由なくして出席が正常でない者
- (3) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第54条 本規程の改廃に当たって、学長は評議会の意見を聴き、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本学則は平成6年4月1日より施行する。
- 1 本学則は平成7年4月1日より施行する。
- 1 本学則は平成9年4月1日より施行する。
- 1 本学則は平成10年4月1日より施行する。
- 1 本学則は平成11年4月1日より施行する。
- 1 本学則は平成12年4月1日より施行する。
- 1 本学則は平成13年4月1日より施行する。
- 1 本学則は平成14年4月1日より施行する。
- 1 本学則は平成15年4月1日より施行する。
- 1 本学則は平成16年4月1日より施行する。

- 1 本学則は2005（平成17）年4月1日より施行する。
- 1 本学則は2006（平成18）年4月1日より施行する。
- 1 本学則は2007（平成19）年4月1日より施行する。
- 1 本学則は2008（平成20）年4月1日より施行する。
- 1 本学則は2009（平成21）年4月1日より施行する。
- 1 本学則は2010（平成22）年4月1日より施行する。
- 1 本学則は2011（平成23）年4月1日より施行する。
- 1 本学則は2012（平成24）年4月1日より施行する。
- 1 本学則は2014（平成26）年4月1日より施行する。
- 1 本学則は2015（平成27）年4月1日より施行する。
- 1 本学則は2015（平成27）年5月28日より施行する。
- 1 本学則は2017（平成29）年4月1日より施行する。
- 1 本学則は2018（平成30）年4月1日より施行する。
- 1 本学則は2019（平成31）年4月1日より施行する。
- 1 本学則は2019（令和元）年7月24日より施行する。
- 1 本学則は2019（令和元）年11月27日より施行する。
- 1 本学則は2020（令和2）年4月1日より施行する。
- 1 本学則は2021（令和3）年4月1日より施行する。
- 1 本学則は2022（令和4）年4月1日より施行する。
- 1 本学則は2023（令和5）年4月1日より施行する。
- 1 本学則は2024（令和6）年4月1日より施行する。

別表1〔入学検定料・入学金〕

入学検定料	35,000円
入 学 金	100,000円

別表2〔学費〕（年額）

授 業 料	640,000円(文) 643,000円(社)
教育充実費	150,000円

付記 学則第36条第4項に規定する学費の減免額は、この別表に掲げる授業料及び教育充実費の半額とする。

別表3〔在籍料〕（年額）

在 籍 料	10,000円
-------	---------

別表4〔委託生修学料〕

委託生修学料	無 料
--------	-----

別表5 削除

別表6（第3条第5項関係） 大学HP参照（<https://www.hanazono.ne.jp/>）

別表7 (第5条関係)

修士課程 仏教学専攻				
専修科目(16単位)	必修	選必	選択	備考
禅宗学特論		4		8単位選択必修
禅思想特論		4		
禅思想史特論		4		
仏教学特論		4		
禅宗学特論演習(1)		4		8単位選択必修 原則として2年間にわたり同一科目を8単位履修しなければならない。
禅宗学特論演習(2)		4		
禅宗学特論演習(3)		4		
禅思想特論演習(1)		4		
禅思想特論演習(2)		4		
禅思想特論演習(3)		4		
仏教学特論演習		4		
選択科目(16単位)	必修	選必	選択	備考
禅宗学特殊研究			4	
禅思想史特殊研究(中国)			4	
禅思想史特殊研究(日本)			4	
禅文化特殊研究			4	
仏教学特殊研究			4	
宗教哲学研究			4	
単位互換科目(1)			2	
単位互換科目(2)			2	
単位互換科目(3)			2	
単位互換科目(4)			2	

修士課程 日本史学専攻				
専修科目(8単位)	必修	選必	選択	備考
日本史学演習(1)		4		原則として2年間にわたり同一科目を8単位履修しなければならない。
日本史学演習(2)		4		
日本史学演習(3)		4		
日本史学演習(4)		4		
日本史学演習(5)		4		
選択科目(24単位)	必修	選必	選択	備考
古代史研究特論			4	
中世史研究特論			4	
近世史研究特論			4	
近代史研究特論			4	
現代史研究特論			4	
古文学研究特論			4	
京都地域史研究特論			2	
対外交渉史研究特論			2	
戦国史研究特論			2	
明治維新史研究特論			2	
社会経済史研究特論			2	

修士課程 国文学専攻				
専修科目(8単位)	必修	選必	選択	備考
国文学演習(1)		4		原則として2年間にわたり同一科目を8単位履修しなければならない。
国文学演習(2)		4		
国文学演習(3)		4		
国文学演習(4)		4		
国語学演習(1)		4		
選択科目(24単位)	必修	選必	選択	備考
古代文学研究特論 I			4	
古代文学研究特論 II			4	
中世文学研究特論			4	
近世文学研究特論			4	
近代文学研究特論 I			4	
近代文学研究特論 II			4	
国語学研究特論			4	

別表8 (第5条の2関係)

博士後期課程 仏教学専攻				
選択必修科目(12単位)	必修	選必	選択	備考
禅思想研究演習1-I		4		原則として同一科目I・II・IIIを段階履修し、3年間にわたり3科目12単位を履修しなければならない。
禅思想研究演習1-II		4		
禅思想研究演習1-III		4		
禅思想研究演習2-I		4		
禅思想研究演習2-II		4		
禅思想研究演習2-III		4		
禅思想研究演習3-I		4		
禅思想研究演習3-II		4		
禅思想研究演習3-III		4		
禅宗史研究演習1-I		4		
禅宗史研究演習1-II		4		
禅宗史研究演習1-III		4		
禅宗史研究演習2-I		4		
禅宗史研究演習2-II		4		
禅宗史研究演習2-III		4		
禅宗史研究演習3-I		4		
禅宗史研究演習3-II		4		
禅宗史研究演習3-III		4		
選択科目(4単位)	必修	選必	選択	備考
禅思想特殊研究1			4	
禅思想特殊研究2			4	
禅思想特殊研究3			4	
禅思想特殊研究4			4	
禅宗史特殊研究1			4	
禅宗史特殊研究2			4	
禅宗史特殊研究3			4	
禅宗史特殊研究4			4	

別表9 (第6条の3関係)

修士課程 社会福祉学専攻				
社会福祉学領域				
必修科目(4単位)	必修	選必	選択	備考
社会福祉学演習	2			
社会福祉学研究指導 I	2			
選択科目(28単位)	必修	選必	選択	備考
社会福祉法制度特論			4	
精神保健医療福祉特論			4	
児童福祉特論			4	
家族福祉特論			4	
福祉調査特論			4	
統計法特論			2	
倫理と社会福祉			2	
高齢者福祉特論			4	
貧困・格差問題特論			4	
ソーシャルワーク特論			4	
障害者(児)福祉特論			2	
臨床心理学領域				
必修科目(42単位)	必修	選必	選択	備考
エビデンス・ベースド・サイコロジー科目群				
チーム・アプローチ研究	2			
スタティスティカル・アプローチ研究	2			
クオリタティブ・アプローチ研究	2			
心理実践科目群				
心理的アセスメントに関する理論と実践	2			
心理支援に関する理論と実践	2			
心の健康教育に関する理論と実践	2			
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2			
教育分野に関する理論と支援の展開	2			
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2			
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2			
保健医療分野に関する理論と支援の展開	2			
福祉分野に関する理論と支援の展開	2			
神経心理学特論	2			
投映法特論	2			
心理実践実習 I	2			
心理実践実習 II	1			
心理実践実習 III	1			
心理実践実習 IV	2			
心理実践実習 V	1			
心理実践実習 VI	1			
心理実践実習 VII	2			
心理実践実習 VIII	2			
心理実践実習 IX	2			
演習(4単位)	必修	選必	選択	備考
臨床心理学演習	2			
臨床心理学研究指導 I	2			